

「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画」に対する 意見募集及び意見照会の結果について

平成27年2月25日から3月11日まで県民の皆様や関係団体からご意見を募集したところ、県民の方1名と4団体から、ご意見がありました。

※網掛けとなっているのは、ご意見を受け新たに計画に反映した内容です。

No.	ご意見	計画への反映、具体的な対応等	提言者
1	富山型デイサービスについて、先駆者達の努力や県の協力的なバックアップで知名度も高まり、その必要性も広く理解されてきたと思われるが、県当局が今後さらにニーズがあると思われる根拠が知りたい。	平成25年度の県政世論調査によると、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための課題として、約6割超の方が「高齢者や障害者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で一緒にサービスを受けられる場（富山型デイサービス等）の整備」と回答されました。このため、本計画の評価指標において、富山型デイサービスの事業所数を、H25年の105箇所からH37年には200箇所（全ての小学校区での設置）以上の増加を目指すこととしています。	一般
2	富山型デイサービスの事業所が増えるにつれ、事業所の質の担保や情報の開示が必要と考えるが、地域密着型介護サービスにあるような外部評価制度の導入や、運営推進会議の義務化等とそのための予算付けが必要ではないか。	富山型デイサービスのうち、地域密着型サービスに該当するものなど一部の事業所については、関係法令の規定により、自己評価や運営推進会議が実施されています。その他の事業所についても県や市町村の指導監督のもと、関係法令の規定に基づき適切な運営が行われ、一定以上の質が確保されていると考えております。いただいたご意見については、これらの既存の制度も踏まえ、今後の施策検討において参考とさせていただきます。	一般
3	富山型デイサービスについて、介護従業者や保育士の就業者数の実態も知りたいし、加味した介護・福祉人材確保政策を行って欲しい。	富山型デイサービスを含む民間福祉事業所における介護従業者や保育士の就業実態については、富山県社会福祉協議会が調査を行っており（民間社会福祉事業所の人材確保に関する調査報告書（ http://www.toyama-shakyo.or.jp/jinzai/report/ ））、この結果も踏まえながら、関係団体と連携し様々な人材確保対策に取り組んでいるところです。	一般
4	中・重度化したグループホーム入居者の健康管理や安心して看取りができるように、看護・医療との連携が円滑に進む具体的な方策を盛り込んでいただきたい。	第2章第2節2「介護との連携による在宅医療の推進」において、医療・介護連携の具体的な施策を盛り込んでいます。なお、第2章第2節4（2）「認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進（P72）」の「具体的な施策」に、「○グループホームにおける医療・看護との連携推進」との記載を追加しました。	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会富山県支部
5	新オレンジプランにおいても、「地域における認知症ケアの拠点」としての認知症高齢者グループホームの計画的な整備を着実に進めて行っていただきたい。	第2章第2節1在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実（1）地域に密着した在宅サービスの充実（P47）の「具体的な施策」に、認知症高齢者グループホームの整備推進を記載するとともに、第3章3（1）施設の整備目標に、522床（平成26年度末整備数見込（2,150床）の約24%増）の整備を見込んでいます。	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会富山県支部
6	認知症カフェなど、認知症の方や家族への地域支援の具体策を明記していただきたい。	第2章第2節4認知症施策の推進（3）地域における支援体制の推進（P75）で、認知症カフェの開催をはじめ地域における認知症の支援体制の推進について、具体的に記載しています。	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会富山県支部
7	グループホームは軽・中度の要介護者を支える建物仕様が多く、重度者対応への浴室改修や機械浴導入等の設備投資が必要な事業所への補助金を検討していただきたい。	県では、地域医療介護総合確保基金（負担割合 国2/3、県1/3）を活用し、市町村を通じて、認知症高齢者グループホームの整備費と開設準備経費を支援することとしています。ご意見の趣旨は、認知症高齢者グループホームの指定・指導監督を行っている県内保険者にお伝えします。	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会富山県支部
8	グループホームには「補足給付」のような制度がないため、新川地域介護保険組合のようにグループホーム入居者への家賃等の負担軽減が県下の保険者全体で行われることを望む。	ご意見の趣旨を県内保険者にお伝えします。	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会富山県支部

No.	ご意見	計画への反映、具体的な対応等	提言者
9	平成27年度の介護報酬改定によりグループホームはマイナス5.8%の改定率となりました。介護報酬の減額によりグループホームの経営環境は厳しさを増している。県下の約65%は営利法人又はNPO法人の運営ですので、県としてグループホームの安定的な経営ができるような方策を望む。	認知症高齢者グループホームの指定・指導監督を行っている県内保険者とも連携しながら、各事業者の状況を把握し、現場の声を踏まえて必要な場合には、国に対して介護報酬の見直しについて求めていきます。	公益社団法人 日本認知症グループ ホーム協会富山県支部
10	医療系ショートステイ病床の確保について、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築が地域包括ケアの目指すところであるなら、各医療圏1病院2床と集約した形ではなく、各医療圏複数病院と分担させたほうが良いのではないかと。	第2章第2節2(3)在宅医療・介護連携の推進(P59)に「医療系ショートステイやレスパイト入院等の病床確保」について記載しています。なお、各医療圏ごとの医療系ショートステイの病床数については、今後の利用率の推移等を踏まえ検討します。	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター
11	自らを虚弱や障害と括る高齢者の方々がどのようにして活動的に過ごしていただくかが問題であると思う。このような方々は活動の場に出て行くための手段(運転免許など)を持ちえていないことも多いと思われる。高齢者と活動の場をつなぐ手段の確保も必要なのではないか。	第2章第2節3(1)介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進の「具体的な施策」に市町村が行う「介護予防推進員による介護予防の推進」「高齢者の社会参加活動の促進」等の取組みを支援する旨記載しており、閉じこもりがちな高齢者への積極的な働きかけを支援します。また、第2章第2節3(4)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進に「福祉有償運送等の移送サービスの充実支援」「生活バス路線の維持への支援」「一人暮らし高齢者等に対する見守りや外出支援など住民参加型福祉活動に対する支援」等を記載しています。	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター
12	リハビリテーションによる介護予防の強化をはかるといふことであれば、地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターにリハビリ専門職を配置し、広域リハビリ支援センター・厚生センター等が一体となって事業に臨んでいくことが最良と思われる。その他、県理学療法士会などと連携した支援のあり方や離職中の専門職の活用を検討することも重要。	第2章第2節3(2)リハビリテーションによる介護予防の強化(P64)の「具体的な施策」に、「(地域包括支援センターが開催する)地域ケア会議やサービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進」と記載しており、関係団体等とも連携しながら取組みを進めることとしています。	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター
13	地域包括支援センターの課題として「業務量が多い」「地域ケア会議の充実」があるため、事業の改善として、業務量の見直しや事業費の増額を求める。	(計画には明確な記載がないが)富山県地域包括ケア推進会議において取りまとめた「地域包括ケアシステムの構築に向け取り組むべき事項」において、市町村が取り組む事項として、「地域包括支援センターにおける業務量に応じた適切な人員及び運営費の確保」と記載しています。本年2月には、推進会議において地域包括ケアシステム構築推進のための共同宣言を採択したところであり、今後取組が積極的に行われるよう支援していく所存です。	富山県地域包括・在宅 介護支援センター協議会
14	医療と介護の連携推進だけでなく、ケアマネジャーのスキルや役割に応じた介護と生活支援の連携が重要。	第2章第3節1(3)介護サービスを支える人材養成と資質向上に、「ケアマネジャーの資質向上及び専門性を高めるための研修の実施」について記載しています。ケアマネジャーは、ケアプラン作成にあたり、介護給付サービス以外の福祉サービスや住民の自発的活動によるサービス等を総合的に位置づけることとされており、研修等の機会を通じ、ケアマネジャーの資質向上に努めてまいります。	富山県地域包括・在宅 介護支援センター協議会
15	介護サービスのあり方として、利用者・家族、地域、介護サービス事業者が一体となって取り組むべきであり、地域の誰もが参加し役割が持てるよう、地域創生の取組みを推進することが有効であり、縦割りでの取組みからの構造転換が必要。	第2章第3節2(2)総合的な支援体制の推進に、「○富山県地域包括ケアシステム地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討」について記載しており、住民団体、民間事業者(ライフライン、金融機関、ICTなど)、行政等幅広い分野からのご意見をいただきながら、官民一体での取組みを進めていくこととしています。	富山県地域包括・在宅 介護支援センター協議会

No.	ご意見	計画への反映、具体的な対応等	提言者
16	<p>軽費老人ホーム・ケアハウスの位置づけが曖昧。 自治体として、軽費老人ホーム・ケアハウスの周知に関する取組みが不足しているのではないか。</p>	<p>第2章第2節5（1）住み慣れた地域における多様な住まいの確保(P80)の「具体的な施策」に、「〇一人暮らしに不安のある高齢者のための「軽費老人ホーム・ケアハウス」の運営支援」と記載しています。また、「多様な『高齢者向け住宅』に関する周知の実施」との記載を追加しました。</p>	<p>富山県ケアハウス連絡協議会</p>